

世曾孫尚敬より福建布政使司あて、康熙五十三年の曆書を奉ずるむねの咨（一七一四、一〇、□）

琉球国中山王世曾孫尚（敬）、正朔を頒告する事の為にす。

切照するに、敵国は世々天朝の隆恩に沐し、夙に恭順の志を矢う。欽んで惟うに我が皇上は四海を奄有し万方を統御す。徳は洋として近きよりして、声靈は寰宇に震い、恩は普きこと無外にして、膏沢は敷きて遐邦に及ぶ。天を奉じ運を承け、降年<sup>①</sup>は永き有り。曆数は卜するに万年を以てし、紀載は已に大衍を逾ゆ。

貴署司、欽んで簡命を承け閩疆を觀察す。皇恩の浩蕩なるを膺け、欣びて歳序を綿長に於て祝す。欽天監、式曆を頒發して前來するを准け、隨いで官に委ねて督造せしめたる去後、工竣る。業經に頒行して欽遵せしむる外、遙かに頒つ大清康熙五十三年の正朔の曆書二十本は已經に拝収す。此の為に理として合に咨を備えて貴司に移覆すべし。煩為わくは察照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等处承宣布政使司に咨す

康熙五十三年（一七一四）十月 日

注（一）降年 天から下し授けられた年令。寿命。

世曾孫尚敬の、進貢のため耳目官馬献功等を遣わすむねの符文（一七一四、一一、一一）

琉球国中山王世曾孫尚（敬）、進貢の事の為にす。

切照するに、敵国は世々天朝の隆恩に沐す。貢典に遵依して二年一次なり。茲に康熙五十三年、乃ち当に進貢すべきの期なり。特に耳目官馬献功・正議大夫阮璋・都通事梁得宗等を遣わし、表・咨を齎捧し、海船二隻に坐駕し、官伴・水梢を率領せしむ。每船に均幫する上下の員役は共に二百員名を過ぎず。常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運して兩船に分載す。一船は義字第九十八号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、一船は義字第九十九号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、前んで福建等处承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き聖禮を叩祝せんとす。

所撰の差去する員役は文憑無ければ、各処の官軍の阻留するを恐る。此の為に理として合に符文を給發して以て通行に便ならしむべし。今、王府の義字第九十七号半印勘合の符文を給して都通事梁得宗等に付し収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の験実<sup>た</sup>に遇わば即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母かれ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 京に赴く

耳目官一員 馬猷功 人伴一十二名

正義大夫一員 阮璋 人伴一十二名

都通事一員 梁得宗 人伴七名

在船都通事二員 陳其湘 鄭士綬 人伴八名

在船使者四員 東是伯 容芳声 吉如昇 麻冕 人伴十六名

存留通事一員 鄭秉彝 人伴六名

在船通事一員 鄭士紳 <sup>①</sup> 人伴四名

管船火長・直庫四名 <sup>②</sup>孫有臨 仲宗根 林士綱 与那嶺

右の符文は都通事梁得宗等に付す。此れを准ず

康熙五十三年（一七二四）十一月十一日

注（1）鄭士紳 一六八一—一七二九年。久高親雲上。久米村鄭氏（真

栄里家）五世。都通事などとして三回中国に渡る（『家譜（二）』六八七頁）。

（2）孫有臨 一六九一—一七五〇年。屋比久秀才。久米村孫氏（安座間家）四世（『家譜（二）』四一九頁）。

2-07-10

世曾孫尚敬の、進貢のため耳目官馬猷功等を遣わすむねの執照（一七二四、一一、一一）

琉球国中山王世曾孫尚（敬）、進貢の事の為にす。

照得するに、敵国は世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一次なり。茲に康熙五十三年、乃ち当に貢すべきの期なり。特に耳目官馬猷功・正義大夫阮璋・都通事梁得宗等を遣わし、表・咨を齎捧し、海船二隻に坐駕し、官伴・水梢を率領せしむ。每船に均幫する上下の員役は共に二百員名を過ぎず。常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運して両船に分載す。一船は義字第九十八号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、一船は義字第九十九号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、前んで福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き聖禮を伸祝せんとす。

所扨の差去する員役は文憑無ければ、各処の官軍の阻留するを恐る。此の為に理として合に執照を給発して以て通行に便ならしむべし。今、王府の義字第九十八号半印勘合の執照を給して存留通事鄭秉彝等に付し収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば即便に放行し、留難し遅候して便ならざるを得しむる毋かれ。須らく執照に至るべき者なり。